議案第４７号

財産の無償譲渡及び無償貸付について

次のとおり財産を無償譲渡及び無償貸付することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号)第９６条第１項第６号及び第２３７条第２項の規定により議会の議決を求める。

令和８年９月３日提出

越前町長　　髙　田　浩　樹

１　譲渡財産

建物

名　称	越前サブコミュニティセンター	越前町営越前体育館
所　在	丹生郡越前町梅浦第６０号２番地１	丹生郡越前町梅浦第６０号１番地２
構　造	鉄筋コンクリート造４階建	鉄筋コンクリート造２階建
床面積	１，８３６．２２㎡	７８４．３７㎡

２　貸付財産

土地

所　在　　丹生郡越前町梅浦６０字１番１

地　目　　宅地

面　積　　２，９２９．００㎡

３　相手方

住　所　　福井県坂井市丸岡町下久米田３８字３３番

名　称　　ゲンキー株式会社

４　譲渡日及び貸付期間

譲渡日　　令和８年１０月１日

貸付期間　　令和８年１０月１日から令和３８年９月３０日まで